平成２２年（フ）第２１９０号
横浜市戸塚区上柏尾町184番地　県営柏尾アパート106号
債務者　若林　和男
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７７３号
横浜市都筑区加賀原１丁目44番１―101号
債務者　石井　　努（旧姓津田）
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０３９号
横浜市緑区東本郷４丁目７番３―203号
債務者　片石　　弘
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０４０号
横浜市緑区東本郷４丁目７番３―203号
債務者　片石智惠子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０４９号
横浜市鶴見区東寺尾１丁目９番19号　山水荘206号
債務者　長岡　一美
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７４号
釧路市興津３丁目３番６号
債務者　石田　　基
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１７５号
釧路市興津３丁目３番６号
債務者　石田　綾子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２０１号
釧路市芦野２丁目８番15号
債務者　佐藤　愛子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２０３号
釧路市柳町８番８号　塚田ハイツ柳町203号室
債務者　近藤　久子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２０４号
釧路市緑ケ岡６丁目19番８号
債務者　菅原久美子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２０７号
釧路市弥生２丁目10番28号　竹内アキヱ方、住民票上の住所釧路市鳥取大通７丁目１番15号
債務者　菅原　智子（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１０２０号
岡山市北区御津宇垣1919番地３
債務者　王尾日出子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５３号
岡山市北区粟井1963番地
債務者　中川　幸治
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４４４号
岡山市中区八幡33番地
債務者　西田健太郎
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３０３６号
東京都足立区柳原１丁目15―２
債務者　丸山　英世
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３０６７号
東京都江東区東砂２丁目12―28―302
債務者　小笠原有香
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部